

# 第1回一関市再犯防止推進計画策定委員会

日時 令和5年11月2日(木) 午後2時～3時

場所 一関保健センター 栄養指導室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 職員紹介
- 6 委員長選出および委員長職務代理者指名
- 7 協 議
  - (1) 一関市再犯防止推進計画策定委員会の設置について
  - (2) 一関市再犯防止推進計画の策定について
  - (3) 今後の策定の進め方について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

一関市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名
1	盛岡保護観察所	企画調整課長	松本 邦典
2	盛岡少年刑務所	主席矯正処遇官 (企画担当)	石山 敬大
3	盛岡少年院	主席専門官	山本 亮
4	盛岡少年鑑別支所	支所長	藪内 秀樹
5	一関警察署	生活安全課長	吉田 直樹
6	千厩警察署	生活安全課長	伊藤 佳代
7			宍戸 久夫
8			小野寺 幸子
9			橋本 信子
10			小野寺 孝喜
11			岩本 孝彦
12			佐々木 裕子
13	一関公共職業安定所	統括職業指導官	田中 敏彦
14			須田 光宏
15			小岩 明美
16	一関保健所	環境衛生課長	岩館 幸司

一関市再犯防止推進計画策定委員会事務局

No.	職 名	氏 名
1	福祉部長	佐藤 和子
2	福祉部次長兼長寿社会課長	佐藤 和幸
3	長寿社会課 課長補佐兼福祉企画係長	伊藤 歩
4	長寿社会課 主任主事	高橋 真一郎

## (1) 一関市再犯防止推進計画策定委員会の設置について

### 1 策定委員会設置について

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項により、市町村はその策定に努めなければならないとされており、再犯防止について市町村もまた施策を推進する責務があることが示されました。

「地方再犯防止推進計画」は全国的にその策定が進められているところであり、一関市においても、令和5年度中の策定を目指しております。

つきましては、専門分野や更生保護、地域福祉の最前線で活動されている方々からご意見、ご提言をいただき、計画に反映させていきたいとの考えから、一関市再犯防止推進計画策定委員会を設置したものです。

### 2 設置要綱について

再犯防止推進計画策定のため、一関市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱を制定しております。

第2条に所掌事項がありますが、委員会は「(1)計画の策定に関すること。」となっております。皆様には、これから事務局が作成する計画案について、内容をご確認いただき、ご意見を伺いたいと考えております。

また、任期については、要綱の第3の6項で「1年以内」としていますが、その範囲で計画策定の日までの期間でお願いするものです。計画策定は令和5年度末を予定しているところです。

## 一関市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を円滑に策定するため、一関市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等の推進に関し委員長が必要と認める事項の検討に関すること。

### (組織)

第3 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長1人を置き、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる機関又は団体に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 盛岡保護観察所
- (2) 盛岡少年刑務所
- (3) 盛岡少年院
- (4) 盛岡少年鑑別支所
- (5) 一関警察署
- (6) 千厩警察署
- (7) 一関地区保護司会
- (8) 一関地区更生保護女性の会
- (9) 東磐井地区更生保護女性の会
- (10) 一関地区BBS会
- (11) 社会福祉法人一関市社会福祉協議会
- (12) 一関市民生委員児童委員連絡協議会
- (13) 一関公共職業安定所
- (14) 一関地区更生保護協力雇用主連絡協議会
- (15) 一関市防犯協会連絡協議会
- (16) 一関保健所

6 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第5 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## (2) 一関市再犯防止推進計画の策定について

### 1 再犯防止推進計画策定の法的根拠

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法、平成 28 年法律第 104 号）第 8 条第 1 項

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 2 計画策定の必要性

#### (1) 刑法犯検挙人員・再犯者率の推移

- ・ 刑法犯検挙人員は、全国では平成 16 年度以降大きく減少、岩手県では平成 29 年以降減少傾向。
- ・ 一方、検挙人員に占める再犯者数の減少幅は緩やか。
- ・ 令和 2 年再犯者率（全国） 49.1% ⇒ 2 人に 1 人が再犯者

#### (2) 再犯者が減少しない理由として、立ち直りに大きな壁がある。

大きな壁 ⇒ 孤独（相談相手がいない）、薬物依存、高齢、障害、住居、仕事など

#### (3) 国・地方公共団体・民間団体による『息の長い支援』が必要

- ・ 地域住民の理解促進 ・ 必要な支援に係る情報提供
- ・ 事業主の雇用促進 ・ 民間団体等の連携

#### (4) 再犯防止を推進することは、「犯罪をした者等の立ち直りを支えること」だけでなく、新たな被害者を生まない「安全・安心な地域づくり」につながる

### 3 市の他計画との関係

第 2 期一関市地域福祉計画（R3～R7）

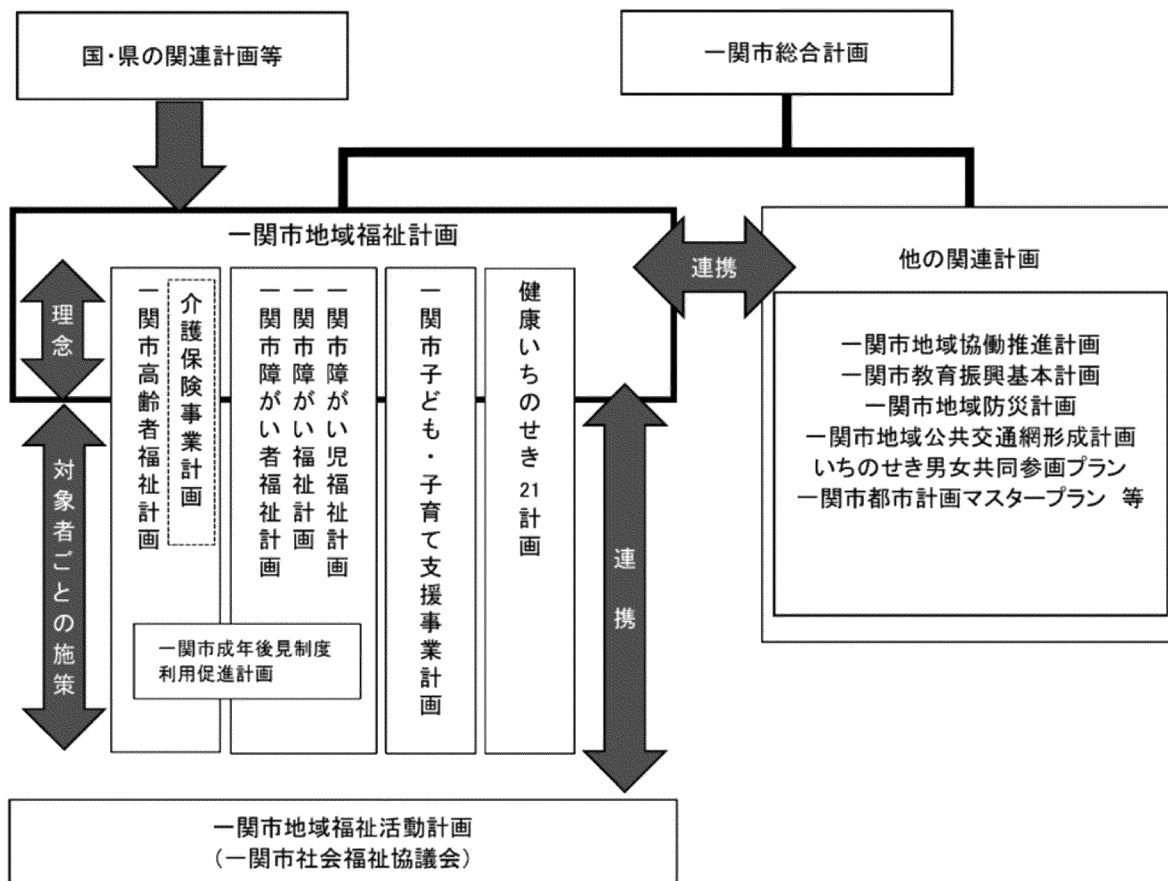
> 基本目標 3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

> (1) 相談体制の充実

> **施策の展開** 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがない体制づくりに努めます。

> **行政の役割** 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、住まい、就労など寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがないような体制づくりを検討します。

《参考》 第2期一関市地域福祉計画より



#### 4 計画の内容

- ・ 計画中の具体的な取組は、現状認識や課題等を踏まえ、地域の実情に応じて検討することが重要。
- ・ 具体的な取組（国が示す例）は次のとおり

	No.	具体的取組
国が示す例	1	就労・住居の確保
	2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
	3	学校等と連携した修学支援の実施
	4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
	5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
	6	国・民間団体等との連携強化

### (3) 今後の策定の進め方について

#### 1 計画策定の体制

計画の策定に当たっては、計画策定のプロセスそのものが再犯防止の推進につながるよう、庁内関係課や関係機関・団体参加による計画策定の体制とする。

##### (1) 一関市再犯防止推進計画策定委員会

司法、矯正、福祉、就労、行政、その他各分野の関係機関・団体から推薦された者をもって構成する。

##### (2) 一関市再犯防止推進計画策定庁内関係課

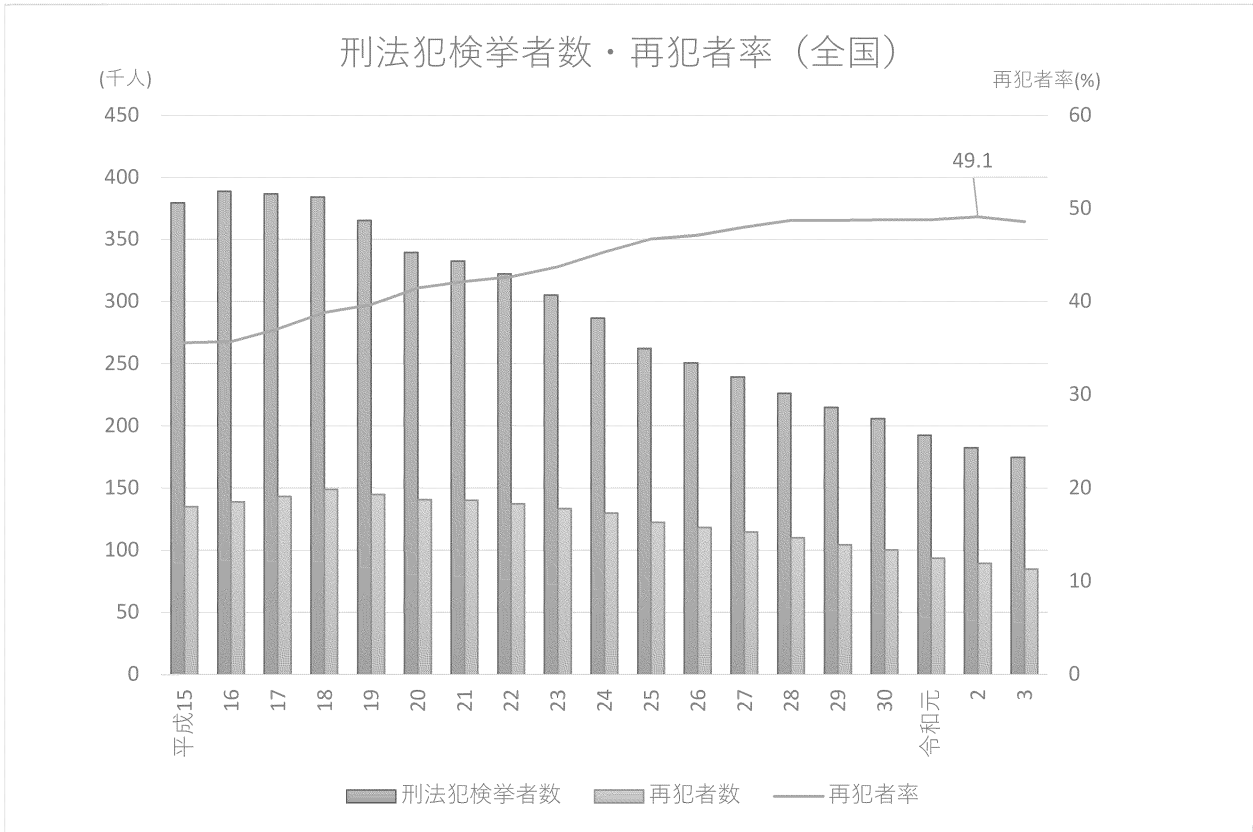
- ・ 市長公室 政策企画課（総合計画）
- ・ 市民環境部 生活環境課（防犯）
- ・ 福祉部 長寿社会課（事務局・高齢者）、福祉課（生活支援）
- ・ 健康こども部 健康づくり課（保健医療）、こども家庭課（子育て）
- ・ 商工労働部 工業労政課（就労）
- ・ 建設部 都市整備課（住宅）
- ・ 教育委員会 学校教育課（教育）

#### 2 策定スケジュール

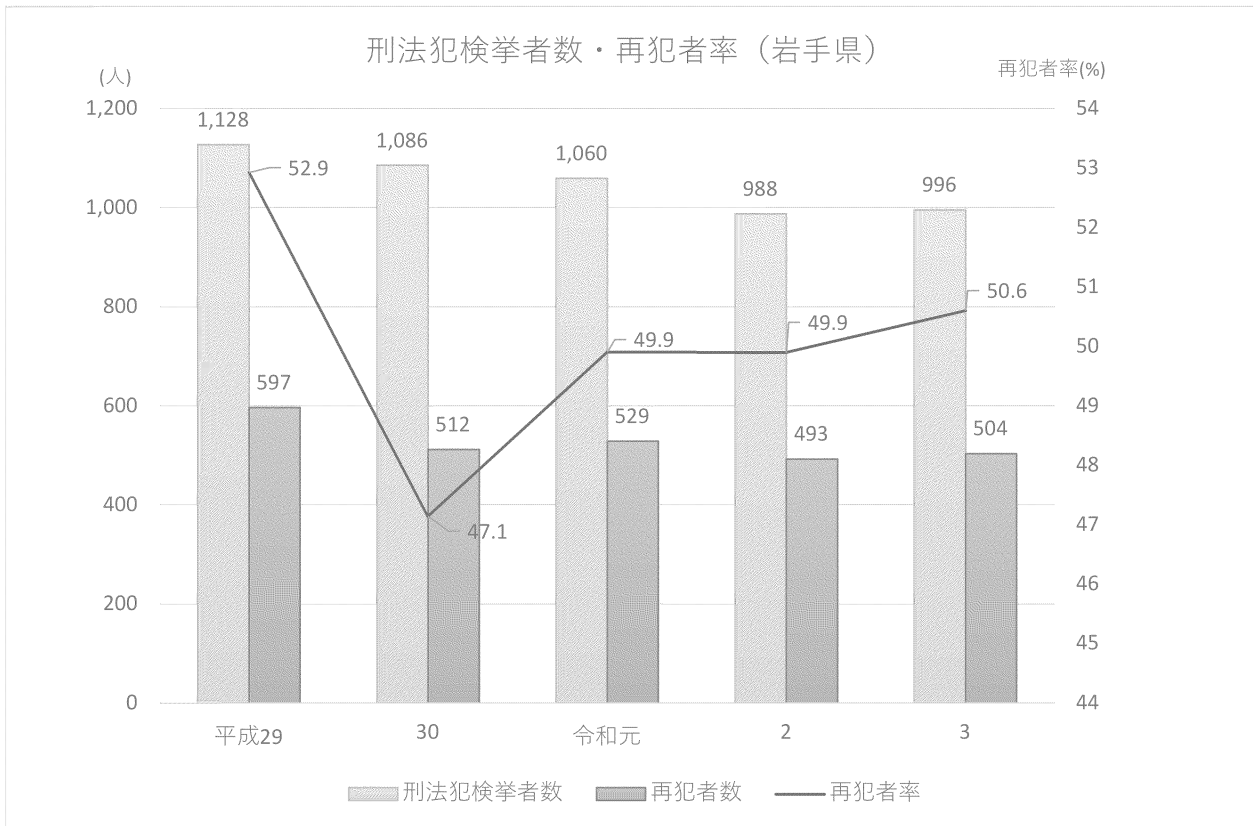
時 期	一関市再犯防止推進計画策定スケジュール	備 考
10 月	○庁内会議① ・ 計画策定の趣旨・策定スケジュールについて	
11 月	◆策定委員会① ・ 計画策定の趣旨・策定スケジュールについて	委嘱状交付
12 月	○庁内会議② ・ 計画案についての意見・提言 ・ 意見を踏まえ、計画案の修正	
令和6年1月	◆策定委員会② ・ 計画案についての意見・提言 ・ 意見を踏まえ、計画案の修正	
2 月	〈パブリックコメント募集〉 ○庁内会議③ ・ パブリックコメントの報告 ・ パブリックコメントの計画への反映について	
3 月	◆策定委員会③ ・ パブリックコメントの報告 ・ パブリックコメントの計画への反映について ・ 計画案の最終調整 ☆計画策定	
4 月		内部事務処理等
5 月	・ 公表、市民への周知	



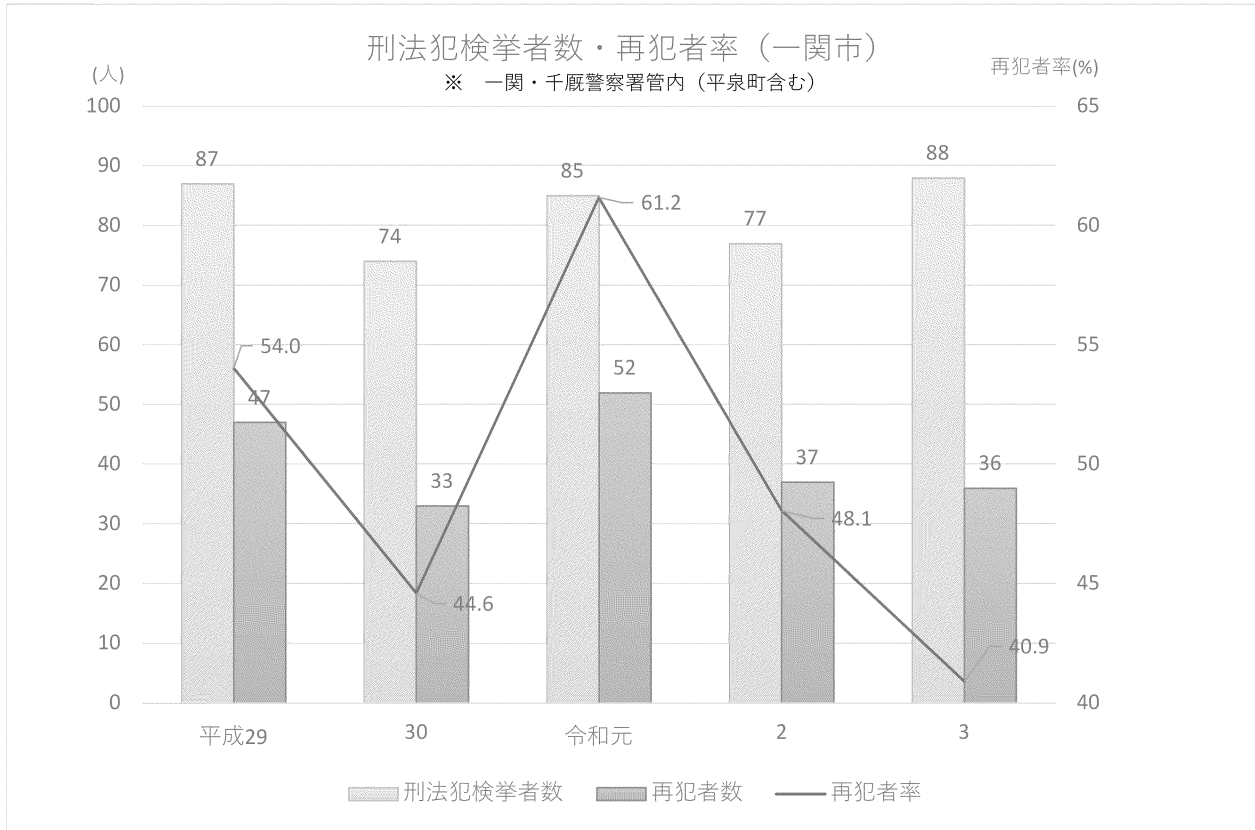
参考資料①



【法務省 再犯防止推進白書から抜粋】



【仙台矯正管区による集計から抜粋】



【仙台矯正管区による集計から抜粋】

一関市の犯罪統計データ（一関・千厩警察署管内）※平泉町含む

罪種別検挙人員	総数	初犯者	再犯者	犯行時の年齢別						犯行時の職業別			
				20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~	有職者	学生・生徒等	無職者	
令和元年	刑法犯総数	85	33	52	11	9	14	10	11	30	36	1	48
	凶悪犯	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	粗暴犯	8	4	4	1	4	2	0	0	1	5	0	3
	窃盗犯	58	18	40	5	4	8	6	11	24	19	1	39
	知能犯	7	4	3	3	0	2	0	0	2	4	0	2
	風俗犯	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	覚醒剤取締法	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	刑法犯総数	77	40	37	9	12	12	8	8	28	40	1	36
	凶悪犯	2	1	1	0	1	1	0	0	0	2	0	0
	粗暴犯	17	10	7	3	5	2	0	2	5	9	0	8
	窃盗犯	45	20	25	4	5	7	5	4	20	18	1	26
	知能犯	4	1	3	1	1	1	1	0	0	3	0	1
	風俗犯	3	3	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0
	覚醒剤取締法	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	刑法犯総数	88	52	36	17	14	15	11	8	23	54	0	32
	凶悪犯	2	2	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0
	粗暴犯	24	13	11	6	5	3	7	1	2	19	0	4
	窃盗犯	45	28	17	4	5	8	3	6	19	22	1	22
	知能犯	8	4	4	5	1	1	0	0	1	5	0	3
	風俗犯	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	覚醒剤取締法	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	麻薬等取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大麻取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【仙台矯正管区による集計から抜粋】

# 参考資料②

## 岩手県再犯防止推進計画の概要

### 1 計画の概要

#### <計画の位置付け>

再犯防止推進法に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付ける。

#### <基本理念>

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要である。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を図る。

#### <計画期間>

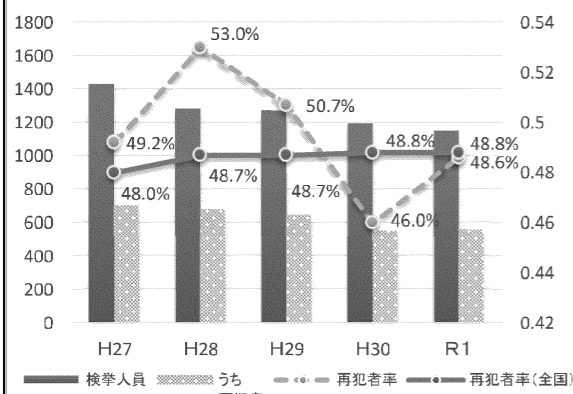
令和3年度から令和7年度までの5年間

#### <本計画による支援対象者>

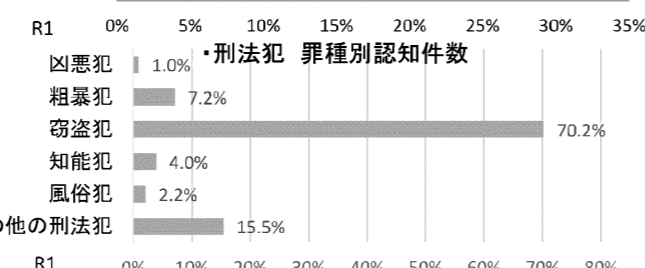
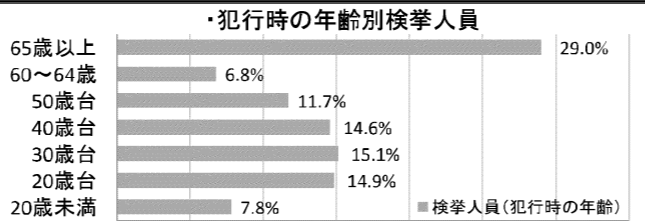
起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者。

### 2 本県の再犯防止を取り巻く状況

#### ・本県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



- ・刑法犯認知件数は平成14年以降減少傾向が続き、全国平均を下回って推移。
- ・刑法犯検挙者中の再犯者率は全国平均を下回っているものの、全体の約半数を再犯者が占める。



- ・犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が全体の約3割を占める。
- ・刑法犯認知件数では窃盗犯が最多。その約3割が万引きであり、その検挙人員の約5割が65歳以上である。

### 3 これまでの取組と課題

#### <矯正施設退所者等への社会復帰支援>

- ・平成21年度に北海道・東北で最も早く「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設退所者等の社会復帰を支援。
- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく活動の推進のため、国が創設した「地域再犯防止推進モデル事業」を盛岡市と共に東北で初めて実施(平成30年度開始事業分)。

#### <地域再犯防止推進モデル事業>

- ・平成30年度)
    - ・満期釈放予定者等へのアンケート(支援ニーズ)調査
  - ・令和元年度)
    - ・満期釈放予定者の社会復帰支援(出口支援)
    - ・起訴猶予者等の社会復帰支援(入口支援)
    - ・再犯防止推進に向けたネットワークの構築
- (支援件数)
- |      |          |          |
|------|----------|----------|
| 出口支援 | (目標) 8件  | (実績) 11件 |
| 入口支援 | (目標) 14件 | (実績) 28件 |

#### <各種統計調査>

- ・刑法犯少年検挙・補導状況
- ・子ども・女性に対する声かけ事案等の状況
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

#### ○ 就労・住居の状況

- ・満期釈放者に対する調査の結果、出所後に就労場所や住居がないことが不安との意見が多く見られた。
- ・全国的にも、出所時に無職である者の再犯率は高く、帰住先がない者は短期間で再犯に至る傾向がある。

#### ○ 保健医療・福祉サービスの必要性

- ・モデル的に支援を行った対象者の多くに知的又は精神的な障がいが見られ、社会復帰の阻害要因になっていることが判明している。
- ・本県の検挙人員のうち、約3割を65歳以上が占めている。

#### ○ 国・市町村及び民間団体等との連携

- ・福祉的支援が必要であるにも関わらず、刑事司法と地域社会の狭間で必要な支援につながらないままの者がいる。

#### ○ 少年非行等の状況

- ・刑法犯少年の約3割が再犯者となっている。

#### ○ 特性に配慮した指導等が必要な者への対応

- ・子ども・女性に対する声かけ、つきまとい事案が高水準で推移しているほか、配偶者等からの暴力問題も顕在化している。

### 4 重点課題

- ・就労・住居の確保
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ・学校等と連携した修学支援と非行防止等の促進
- ・犯罪をした者等の特性に応じた取組
- ・国及び市町村、民間団体等との連携による支援

### 6 主な施策内容

#### 1 就労・住居の確保

##### (1) 就労の確保

- 就労の確保
  - ・就職に向けた相談・支援等の充実
  - ・雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した職場定着支援
- 協力雇用主の開拓・支援
  - ・協力雇用主に対する入札優遇措置
- 関係機関・団体等との連携強化
  - ・「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を通じた連携強化

##### (2) 住居の確保

- 住居の確保
  - ・保護観察所等と連携した自立準備ホーム確保に向けた取組への支援
- 地域社会における定住先の確保
  - ・セーフティネット制度の周知、登録の促進
  - ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居促進
  - ・生活困窮者自立支援制度による住居等の確保支援
  - ・矯正施設退所者等への地域生活定着支援

#### 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

##### (1) 高齢又は障がいのある者等への支援

- 保健医療・福祉サービスの提供
  - ・矯正施設退所者等への社会復帰支援
  - ・地域における専門医療相談体制及び専門診断体制の整備
  - ・県発達障がい者支援センターにおける相談支援
- 関係機関・団体等との連携等
  - ・研修等を通じた関係機関における対応能力向上への支援
  - ・矯正施設退所者等有する障がい等への理解促進
  - ・地域生活定着支援事業に係る連絡会議等の体制の充実

##### (2) 薬物依存を有する者への支援

- 関係機関・団体との連携
  - ・岩手県薬物乱用対策推進本部による薬物乱用防止対策の推進
- 薬物依存に関する広報啓発
  - ・薬物乱用防止指導員による普及啓発
  - ・学校、地域等における普及啓発
  - ・薬物乱用防止教室の開催による規範意識の向上

#### 3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

##### (1) 修学支援

- ・市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した相談支援の実施
- ・児童相談所による専門的な指導、相談支援等の実施
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実
- ・高等学校等修学支援金制度の実施
- ・子どもの居場所づくりや学習支援の実施

##### (2) 非行防止の促進

- ・「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施による青少年の非行・被害防止活動の実施
- ・「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催による普及・啓発活動
- ・少年サポートセンターにおける相談支援及び専用ダイヤルによる24時間電話相談受付

#### 4 犯罪をした者等の特性に応じた取組

##### (1) ストーカー加害者に対する取組等

- ・ストーカー加害者に対する地域精神科医療との連携
- ・防犯教室等を活用したストーカー被害者・加害者にならないための教育・啓発活動の実施

##### (2) 配偶者等に対する暴力の防止等

- ・研修会等による相談員の能力、資質向上の醸成
- ・市町村相談窓口の周知及び相談環境の充実

##### (3) 性犯罪者に対する取組等

- ・子ども対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容された者に対する再犯防止措置

##### (4) 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する支援等

- ・岩手県暴力団追放推進センター等と連携した暴力団組織からの離脱及び社会への復帰・定着への支援

### 5 数値目標

令和7年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 456人

[刑法犯検挙者中の再犯者数] (人)

現状値	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)
645	558	531	505	480	456

#### 5 国、市町村及び民間団体等との連携による支援

##### (1) 国、市町村及び民間団体等との連携

- ・岩手県再犯防止推進計画に基づく取組の推進
- ・少年警察ボランティアによる支援の実施
- ・更生保護関係団体に対する活動支援
- ・保護司の活動周知及び適任者の確保に向けた支援

##### (2) 広報・啓発活動の推進

- ・社会を明るくする運動への参画
- ・更生保護関係団体等が再犯防止への理解と普及啓発を目的として開催する各種大会等への協力
- ・永年勤続功労保護司に対する更生保護研究大会での知事感謝状の贈呈
- ・防犯ボランティア団体との連携強化

# 参考

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）概要

### 1 目的（第 1 条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 定義（第 2 条）

- 犯罪をした者等  
犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者
- 再犯の防止等  
犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3 基本理念（第 3 条）

- 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4 国等の責務（第 4 条）

- 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5 連携、情報の提供等（第 5 条）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6 再犯防止啓発月間（第 6 条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7 月）を設ける

## 7 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定（閣議決定）
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - （ア）再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - （イ）再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - （ウ）犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - （エ）矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

### 【地方公共団体の施策】

（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする



# 再犯防止等の推進

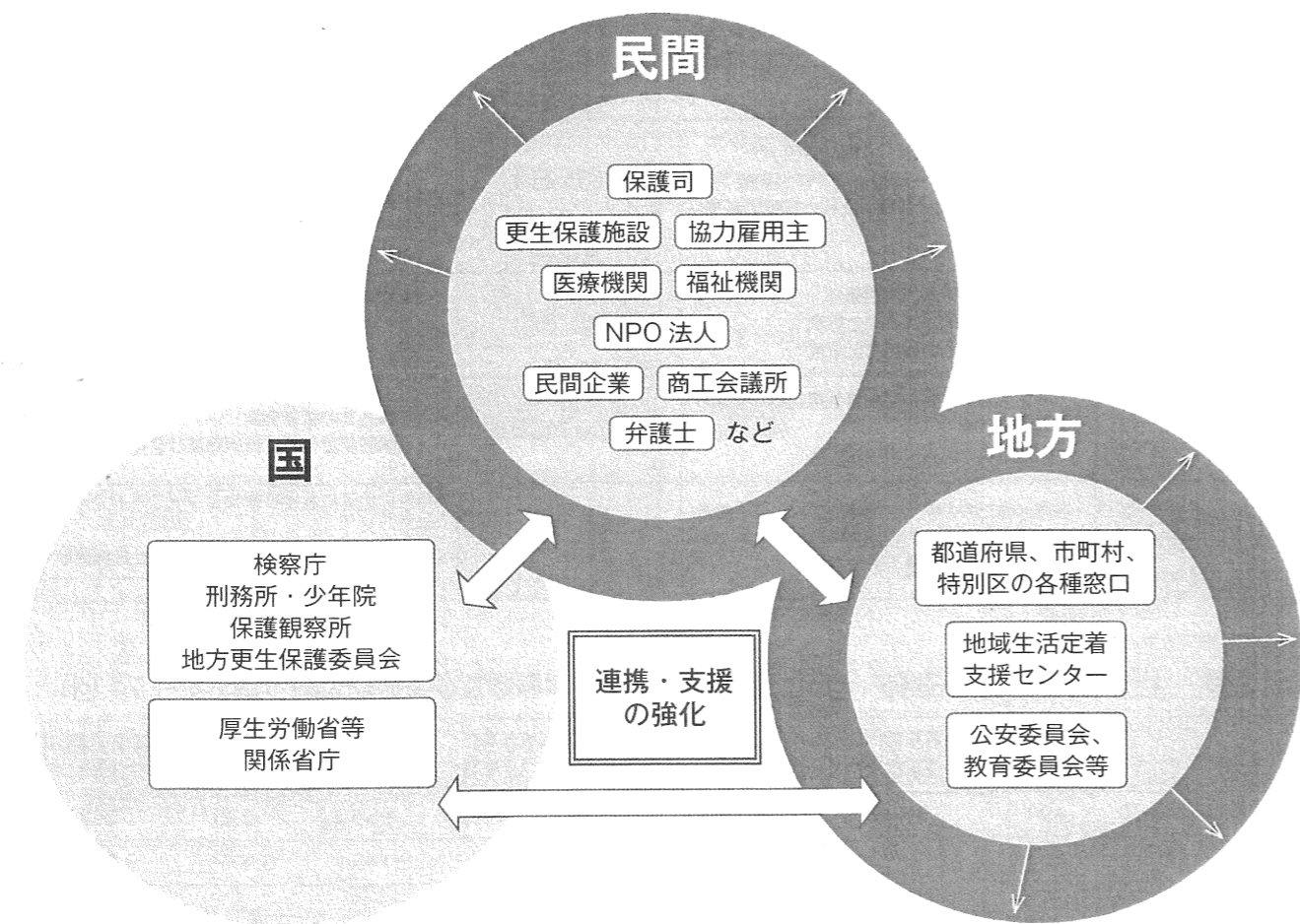
**参考** 「岩手の更生保護」 令和4年より抜粋  
 監修：盛岡保護観察所  
 発行：岩手県保護司連合会

平成28年12月、「再犯防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、平成29年12月15日、政府として初めて再犯防止推進計画を閣議決定しました。

これまで更生保護や再犯防止施策は、民間の力を借りながら、国の刑事施策として行われてきましたが、再犯防止推進法に基づき、国民の理解を土台として、地域社会の協力を得ながら、国・地方・民間がこれまで以上に連携し、岩手県内各地域の実情に応じた施策を推進、展開していきます。

## 再犯防止推進計画が掲げる7つの課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の促進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

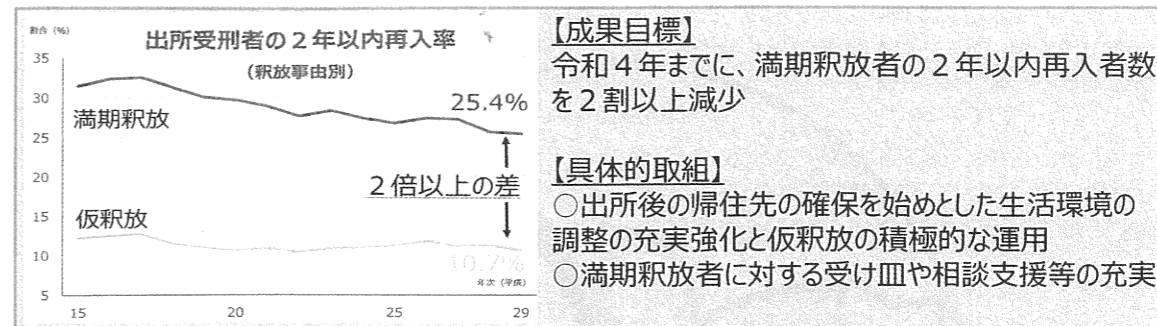


## 国民の理解・地域社会の協力

# 再犯防止推進計画加速化プラン (R1.12.23犯罪対策閣僚会議決定)

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させるもの

### 1 満期釈放者対策の充実強化



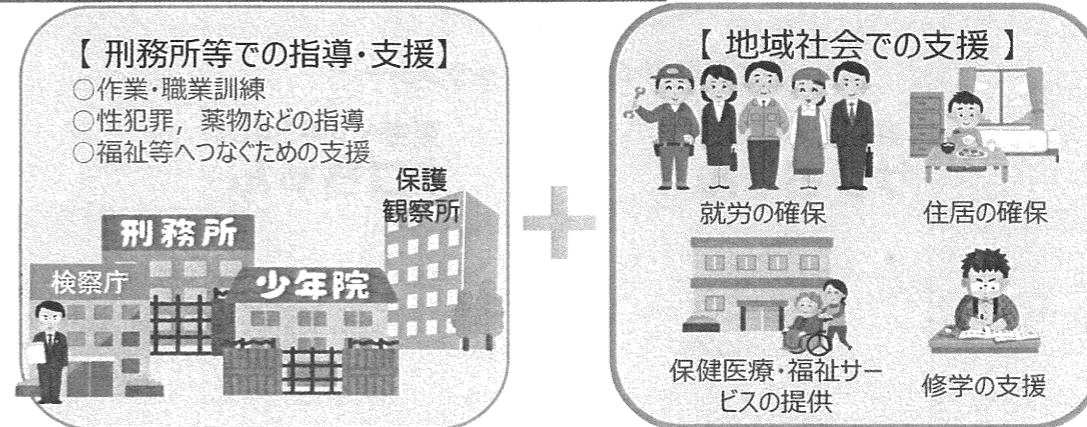
### 2 民間協力者の活動の促進

■「息の長い」支援の支え手  
 ……更生保護ボランティア 自助グループ  
 医療・保健・福祉関係団体 など

**【具体的取組】**  
 ○民間協力者に対する継続的な支援の充実強化  
 ○民間資金を活用した活動の促進

(課題) 役割や活動範囲の拡大  
 財政基盤のぜい弱性  
 ⇒ 国による支援を一層強化する必要

### 3 地方公共団体との連携強化の推進



**【成果目標】**  
 令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援  
 →令和3年10月1日現在で 221 団体において策定済み(条例を含む)

**【具体的取組】**  
 ○地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供  
 ○地方公共団体における実施体制の構築のための支援

岩手県内の地方再犯防止推進計画の策定状況

岩手県及び盛岡市による再犯防止推進計画…R3. 3 策定  
 久慈市による再犯防止推進計画……………R3. 11 策定





# つなぐ

令和4年4月  
第19号

仙台矯正管区  
立ち直り応援リーダー  
管くまちゃん

発行：法務省 仙台矯正管区

## 令和4年度も 再犯防止施策の推進につき どうぞよろしくお願いいたします

- ☑ 東北6県の刑務所や少年院などの矯正施設を所管する「仙台矯正管区」では、地域の皆様と一緒に「再犯防止」の取り組みを進めています。
- ☑ この広報紙「つなぐ」は、東北6県における「再犯防止」の取り組みや「矯正施設」などについて毎月発信しています。気になることや疑問に感じたことは、ぜひ、お気軽にお問合せください。

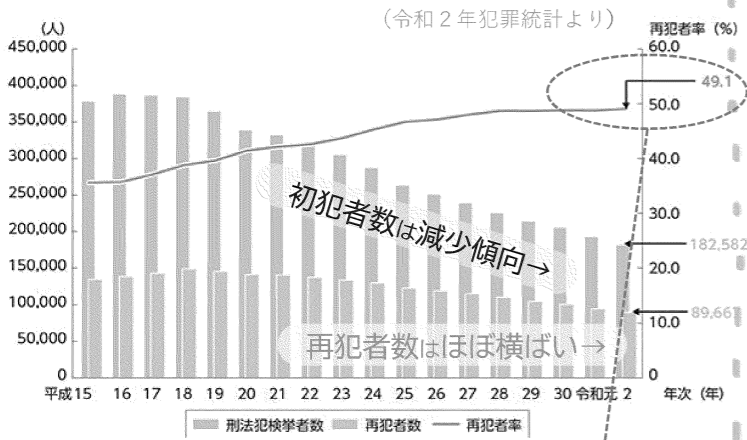
## 再犯防止 ってなに？



### どうして「再犯防止」を進める必要があるの？

犯罪をして検挙される人は、ここ数年減少傾向が続いており、特に初犯者は大きく減少しています。

一方で、再犯者の減少の割合は初犯者に比べると小さく、ほぼ横ばいの状態が続いています。



その結果、全体のうちの再犯者の割合は49.1% 検挙された人の2人に1人が再犯者という現状があります。

日本の犯罪を減らすためには、再犯を減らすことが重要なんだね。

### 再犯者を減らすためにはどんなことが必要？

犯罪や非行を繰り返す人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、1人きりでは立ち直ることが難しい状況の人がいます。

例えば…受刑者はこんな状況を抱えています

- 65歳以上が 12.9%
  - 精神障害のある人が 15.3%
  - 犯罪時に無職が 68.9%
  - 犯罪時に住居不定が 17.8%
- 出所後、適切な支援につながらなければ再犯に至るリスクが高い

こうした人たちへ、国や地域が連携して「息の長い支援」を行うことが再犯防止に向けた重要な手立てとなっています。

…でもそうすると、犯罪をした『加害者』に対して手厚い支援を行うようなイメージがあって、なんだか抵抗があるなあ…

こんな風を感じる方もいるかもしれませんが。しかし、再犯者を減らすことは、地域の中の犯罪を1件でも減らし、被害者を1人でも減らすことにつながります。

安全・安心な地域社会をつくるための取組として、再犯防止のことを考えてみませんか？

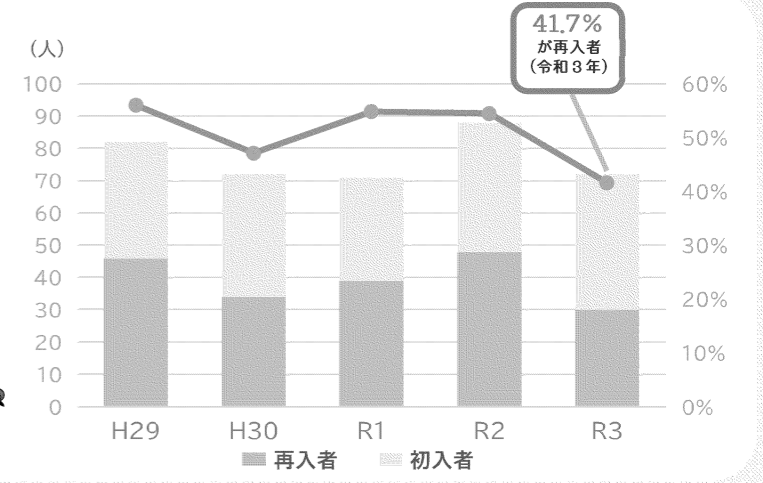
# あなたの地域の「再犯防止」 岩手県編

※データはいずれも法務省矯正局調査によるもの

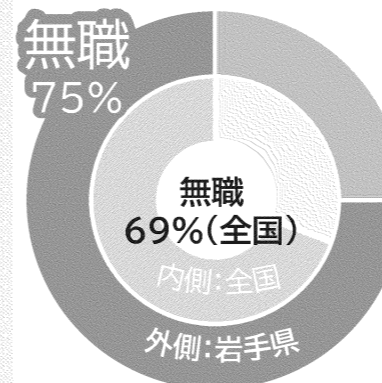
## ”新受刑者の2人に1人が再入者”

★岩手県の令和3年の再入者率は41.7%。

全国の集計における割合(57%)や東北の他の地域における割合と比べると、低い値であると言えます。



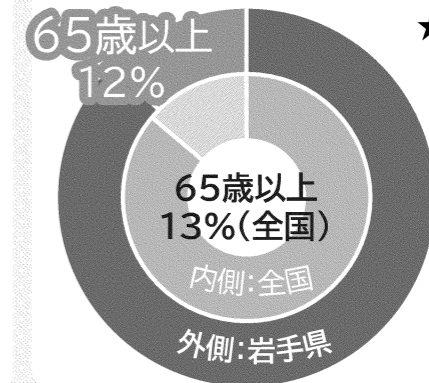
## “新受刑者のうち75%の人が犯罪時に無職”



★犯罪時、岩手県に居住していた新受刑者のうち、犯罪時に無職であった者の割合は75%。

全国の集計における割合(69%)と比べると、やや高い値であると言えます。

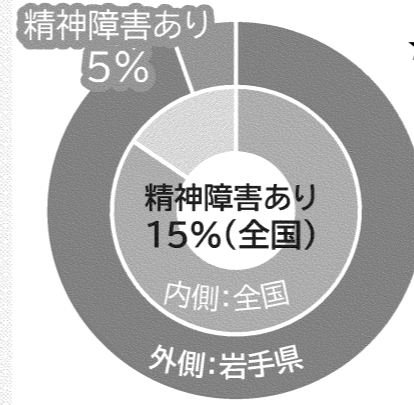
## ”新受刑者のうち12%の人が高齢者”



★犯罪時、岩手県に居住していた新受刑者のうち、65歳以上の者の割合は約12%。

全国の集計における割合(13%)と比べると低い値であると言えます。

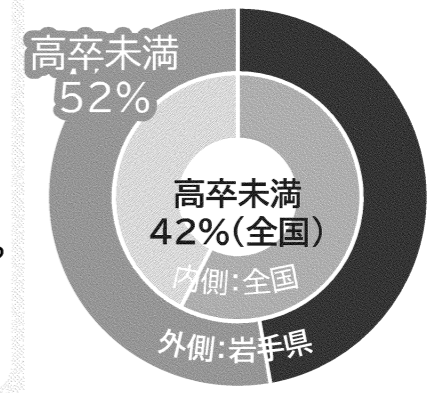
## ”新受刑者のうち5%の人が精神障害を持っている”



★犯罪時、岩手県に居住していた新受刑者のうち、何らかの精神障害を持つ者の割合は約5%。

全国の集計における割合(15%)と比べると、低い割合であると言えます。

## “新受刑者の52%の人は最終学歴が高卒未満”



★犯罪時、岩手県に居住していた新受刑者のうち、最終学歴が高校未満である者(中学校を卒業後に進学していない人や、高校を中退した人など)の割合は約52%となっています。

全国の集計における割合(42%)と比べると、高い値であると言えます。